

FATF の将来のマנדート (2004 年 9 月 ~ 2012 年 12 月)

マネーロンダリング防止・テロ資金根絶への取り組みを継続する必要性

1. FATF の現行の任務は 2004 年 8 月末をもって満了する。1989 年の FATF 発足以来、マネーロンダリング防止への取り組みは著しく進展している。しかし、FATF は依然として国際金融システムの一層の高度化に見合う基準の設定に継続して取り組んでいくという大きな任務を抱えている。FATF は、マネーロンダリング防止へのグローバルな行動を確保するための類型分析（タイポロジー）と遵守活動を遂行することによって、この主要な役割を果たすべきである。テロ資金根絶まで範囲に入れた 2001 年のマンドート拡大と 8 つの特別勧告の導入により、FATF はまったく新しい活動の時代を切り開いた。多くの進展がなされているものの、今後も引き続き国際社会を動員してマネーロンダリング防止とテロ資金根絶への取り組みを深化・拡大していく必要があることは明らかである。従って、本文書で FATF の将来のマンドートの主要な任務について規定する。

(i) 戦略的な問題

(a) マネーロンダリング防止とテロ資金根絶への国際基準設定

2. 国際基準設定機関としての FATF の役割は時の経過とともに重要性を増してきており、従って、今後も同じ強度とエネルギーをもって継続させるべきである。また、FATF は、FATF の基準の影響を受ける業界の意見を考慮しつつ、40 の勧告と 8 つの特別勧告で取り上げられている特定分野をカバーする指針を作成するなどして、マネーロンダリングとテロ資金の分野における措置のレビュー作業も継続しなければならない。FATF は 40 の勧告と 8 つの特別勧告を単一の統一的な基準へと統合することの適否についても検討すべきである。この作業を行う時期とメカニズムについても慎重に熟慮し、改訂版勧告へのフィードバックと反応を考慮に入れるべきである。

(b) マネーロンダリング防止とテロ資金根絶へのグローバルな行動の確保

3. FATF は、マネーロンダリングとテロ資金の特定の脅威に対し適切な行動をとる権利を留保することを含めて、加盟国と非加盟国がマネーロンダリングとテロを根絶するための適切な法整備を行うようにする任務を追求すべきである。他の国際機関との協力は FATF の取り組み全体の重要な一部である。国際通貨基金（IMF）/世界銀行（WB）と合意したパイロットプログラムは 2003 年末に終了した。可能な限り最善の結果を得るため、IMF 及び WB との協力を継続し、強化すべきである。更に、マネーロンダリング防止とテロ資金根絶の両分野において、FATF と同じスタイルの世界中の地域機関やその他の国際機関との協力も緊密化すべきである。FATF は国連や様々な援助機関との協力を特に重視するとともに、パイロットプロジェクトの恒久化に向けて国際金融協会（IFI）と協力すべきである。

(c) FATF 加盟国による改訂版 40 の勧告 / 8 つの特別勧告の全体的かつ効果的な実施の確保

4. FATF は引き続き（共通の評価手法を用いて）加盟国間の相互評価を行い、加盟国が 40 の勧告と 8 つの特別勧告を実施していることを点検すべきである。従って、FATF は既に合意している 3 回目の相互評価の実施方法と実施時期について検討すべきである。FATF は今後も基準の設定、それに伴う各国の法整備作業、マネーロンダリング防止（AML）/テロ資金根絶（CFT）システムの効果的な運営に重点的に注力すべきである。マネーロンダリング防止とテロ資金根絶を成功裏に行う上では、法律の策定・整備とその法律の効果的な実施を優先目標に据えるべきである。この問題を相互評価で取り上げることは極めて重要である。

5. 更に、FATF が加盟国による勧告の実施状況を監視する主要な手段の一つは自己評価作業であり、自己評価作業は評価作業の一要素となっている。改訂版勧告の実施状況をカバーするため、自己評価作業を継続し、新たな質問表を求めることができる。

(d) 加盟国

6. 1998年9月、FATFは7ヶ国を新規加盟対象国に認定した¹。この対象7ヶ国については大幅な進展がなされ、このうちの5ヶ国は既に加盟を認められた。FATFは残る2ヶ国の加盟に向けて積極的な活動を継続すべきである²。しかし、FATFが現在の構成と性格を維持しようとするれば、加盟国数は限界に近づいているように思われる。今後、戦略的に重要と思われる国を新規加盟対象国に認定する場合には、地理的な均衡の問題とFATFの効率性への影響について考慮すべきである。最後に、新規加盟国の承認に関する方針を見直し、それにテロ資金根絶基準も含めるようにすべきである。

(e) FATFと、FATFと同じスタイルの地域機関(FSRB)、オフショア銀行監督者グループ(OGBS)非加盟国との関係強化

7. マネーロンダリング防止とテロ資金根絶の分野における世界の主導的な基準設定機関としてのFATFの地位を強化するには、世界のできるだけ多くの国々が勧告の適用にコミットし、このプロセスへの参加意識を持つようにすることが極めて重要である。従って、どのようにFATF、FSRB³、OGBS間や非加盟国との協力を更に深め、その調整を高めていくかについて論じることが有益であろう。

8. FATFはより積極的にFSRBとOGBSに働きかけ、重要な政策問題について協議していく必要がある。これまで行ってきた取り組みを踏まえて、両者との関係を更に強化するために講じることのできる手段はたくさんある。例えば、FSRBやOGBSの事務局とFATF事務局とが定期的にテクニカル会合を持つようにすることが考えられるし、また、FSRBやOGBSの会合にFATFが出席する可能性についても更に探ってみるべきである。また、FATFのステアリング・グループがより積極的にOGBSやFSRB、あるいは(存在する場合)そのステアリング・グループとの協議に関与していくことも考えられる。FATFはどのようにすればFSRBや非加盟国がFATFの討議に参加して意見を述べる機会を増やせるかについても検討すべきである。例えば、FSRBがカバーしている特定地域に、輪番で - FSRBやOGBSによって行われている相互評価作業などを踏まえて - 類型分析やマネーロンダリング防止・テロ資金根絶への対策・慣行に関する特定の地域的問題を発表する機会を与えるなどである。また、FATFはAML/CFTに関する非加盟国との対話も強化すべきである。

(f) 類型分析作業の一層の展開

9. 今後、FATF はマネーロンダリングやテロ資金の手法や動向に関する調査を強化していくことが極めて重要である。この分野の活動に一層注力し、より多くの資源を投入すべきである。これは、特に、FATF にとって比較的新しい活動分野であるテロ資金対策についていえる。FATF は類型分析作業と基準設定任務の結び付きをより強固にしなければならない。類型分析報告書の分析範囲と精度を大幅に高めるとともに、マネーロンダリングとテロ資金の問題に関する権威あるデータ・情報源となるよう更に努力すべきである。FATF は FATF と同じスタイルの地域機関やエグモント・グループとの類型分析分野における協力も拡充すべきである。

(g) 外部への働きかけ

10. 特に、一般の人々や各国政府に対してばかりでなく、FATF の基準の影響を受ける関係者(金融機関や一部の非金融企業・専門家など)に対しても、広報・宣伝活動を維持し、更に強化すべきである。例えば、議長や事務局は FATF の活動について紹介し、フィードバックを受けるために民間機関の主要な会合や討議の場に出席することができる。あるいは、妥当な資源上の制約の下で、そうした民間機関との連絡メカニズムを強化することもできる。

() 業務上の問題

(a) 活動組織

11. FATF のマンデートがテロ資金根絶や IFI との連携など新たな問題まで含めるよう拡大されているのを受けて、業務運営の柔軟性と実効性を高める必要が生じている。業務の実効性を可能な限り高めるため、現行の活動組織についてレビューが行われている。このレビューは新マンデートが始動するまでに(即ち 2004 年 6 月の総会で)完了する。

(b) 議長

12. 各議長については今後も 1 年を任期として総会が指名すべきである。理想的には、議長はまだ議長に就いたことのない加盟国から選出すべきであるが、以前議長に就いたことのある加盟国を選出する可能性についても検討すべきである。

(c) ステアリング・グループ

13. ステアリング・グループは今後も諮問をその主な職責とすべきである。ステアリング・グループと総会との意思疎通を改善することも正当なことではあるが、ステアリング・グループの主な役割はあくまでも議長にアドバイスを提供することにある。これまでの慣例に従い、議長、前議長、議長指名者を通常三年間、ステアリング・グループのメンバーとすべきである。総体として、ステアリング・グループは地理的にも規模的にも FATF の全加盟国・地域を反映したものにすべきである。

(d) 事務局・予算

14. 事務局は最近、規模を大幅に拡大しているので、作業グループの活動への関与を強め、調整と整合性を確保すべきである。現行の規模で、事務局は本マンデートで企図されている任務を処理できるはずである。OECD との取り決めについてはこれまでうまく機能してきたので、変更する理由はないように思われる。

15. FATF の活動の資金調達に関する現行の取り決めは保持すべきである。事務局その他のサービスのコストは、OECD をこれらの業務のためのチャンネルとして利用し、FATF の予算で賄うべきである。FATF の資金調達方法に関しては、加盟国は引き続き OECD への拠出金比率に従って資金を拠出すべきである。更に、他の加盟国も追加的な資金を提供するため、希望すれば柔軟に FATF 予算に任意拠出をすることができる。加盟国に年次財務諸表を提供するメカニズムを構築すべきである。拠出金を滞納している加盟国に関する情報も総会に提供すべきである。

(e) 将来の継続期間

16. FATF は発足以来、一時的なライフスパンの下で活動してきており、継続するためには作業部会の特別な決定を必要とする。安定性と連続性を確保するため、また、テロ資金根絶への取り組みも含めるよう任務が拡大されていることを考えても、FATF は本マンドートでカバーされている分野の活動を 8 年間継続すべきである（すなわち、マンドートの満了は 2012 年 12 月）。ただし、FATF の活動が所要の問題に集中するよう、活動を継続的にフォローアップすることが極めて重要であり、この期間に中期レビューを行うことができる。

2004 年 5 月 14 日

- ¹ アルゼンチン、ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ、ロシア。
- ² 中国とインド。
- ³ 2004 年 5 月現在、既存の FSRB は以下の通り。マネーロンダリングに関するアジア太平洋グループ (APG)、カリブ金融活動作業部会 (CFATF)、マネーロンダリング防止措置の評価に関する一部欧州専門家委員会評議会 (MONEYVAL)、東部・南部アフリカマネーロンダリング防止グループ (ESAAMLG)、南米のマネーロンダリングに関する金融活動作業部会 (GAFISUD)。